

第8回宮代町議会改革特別委員会

日 時 令和7年7月24日（木）
午前10時から
場 所 議会室

次 第

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 第7回委員会の確認について
- (2) ペーパーレス会議システムについて
- (3) 政務活動費に関する検討について
- (4) 常任委員会の活動について（総務文教・福祉産業）
- (5) 若い世代に向けた活動について
- (6) その他

3. 閉 会

【委員会開催予定】

- 第9回委員会：8月7日（木）午前10時から、議会室
- 第10回委員会：8月19日（火）午前10時から、議会室

第7回議会改革特別委員会の議論の結果

協議事項の確認について

1. ペーパーレス会議システムについて
 - ・それぞれの導入金額を比較してから決定する。

2. 政務活動費に関する検討について
 - (1) 経費の範囲について
 - ・議員活動における施設使用料は認める。
 - ・茶菓子代は、選挙事務所の基準を準用する。
 - ・自家用車利用の場合は、移動距離数 (km) × 単価 (18円) とする。
 - (2) 領収証以外の添付資料等について
 - ・研修報告書の作成、提出する。(報告書のフォーマットは統一様式)
研修資料、パンフレット等の添付 (あれば。)
 - ・視察研修時の写真は原則添付とする。(記録写真、証拠写真として)
 - ・オンライン研修会の場合は、開催要項、パンフレット等を添付する。
 - ・広報物の場合は、完成品を一部提出する。
内容や目的によって認められる場合と認められない場合がある。

- 条例案について議論していく。

3. 新たな検討課題について
 - ・常任委員会の活動について (総務文教・福祉産業)
 - ・若い世代に向けた活動について

政務活動費に関する検討について

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16条の規定に基づき、宮代町議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議長に届出のあった会派（以下「会派」という。）及び会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、会派又は交付議員に対し交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額1万円を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派に所属しない議員（以下「交付議員」とする。）に対する政務活動費の額は、月額1万円とする。

3 政務活動費は、各年度に属する月数分を上限として交付する。

4 年度の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派の結成された日又は任期開始の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）から政務活動費を交付する。

5 月の途中において会派に所属する議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員については第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

6 月の途中において交付議員の辞職、失職、除名又は死亡があった場合は、当該議員については第2項の交付議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

7 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（交付申請）

第4条 会派の代表者及び交付議員は、毎年度、4月10日までに別に定める申請書を町長に提出しなければならない。ただし、補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、申請した事項に異動が生じたときは、速やかに別に定める申請書を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による交付申請に係る会派及び交付議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び交付議員に通知しなければならない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、当該政務活動費を交付するものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費を充てることができる経費は、会派に係る政務活動費については別表第1、交付議員に係る政務活動費については別表第2のとおりとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、当該会派に属する議員の中から政務活動費の収入及び支出に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該経理責任者の所属する会派の代表者に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定による収支報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは当該収支報告書を議長に提出しなければならない。

3 交付議員は、収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

4 前2項の規定による収支報告書の提出は、前年度に交付された政務活動費について、毎年4月30日までに行わなければならない。

5 議長は、前各項の規定により提出された収支報告書の写しを、町長に送付しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、第4項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、速やかに第1項の収支報告書を作成し、当該経理責任者の所属する会派の代表者であった者に提出しなければならない。

7 政務活動費の交付を受けた交付議員が会派に所属したときは、第4項の規定にかかわらず、速やかに第3項の収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

8 第2項の規定は、第6項の規定により政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合に準用する。この場合において、第2項中「会派の代表者」とあるのは「会派の代表者であった者」と、「前項」とあるのは「第6項」と、「当該収支報告書」とあるのは「速やかに当該収支報告書」と読み替えるものとする。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務活動費の適正な運営を期すため、前条の規定により収支報告書が別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付議員は、交付を受けた政務活動費に残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第11条 第8条第2項及び第3項の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(調査研究結果の公表)

第12条 会派及び交付議員は、政務活動費の交付に係る視察等の調査研究について、その研究結果を報告書にまとめ、議長に提出しなければならない。議長は提出された報告書を次に掲げる方法により公表する。

(1) 宮代町議会ホームページへの掲載

(2) 議会事務局における縦覧

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

会派に係る政務活動費

支出できる経費

※()内は例示

項目	内容
調査研究費	会派が行う町の事務及び地方財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費(調査委託費、交通費(タクシー借上料、レンタカー代及び自家用車を使用する場合は、他に利用できる公共交通機関がなく、他の公共交通機関を利用するより経済的な場合とする。)、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員の参加に要する経費(会場費・機材借上費、講師謝金、会費、交通費(調査研究費の交通費に準ずる。)、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費(会場費・機材借上費・資料印刷費、茶菓子代等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞・雑誌購読料等)
広報費	会派が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費(調査研究費の交通費に準ずる。)等)

支出できない経費

項目	具体例
交際費的経費	慶弔費、餞別金、病気見舞い等
政治活動に関する経費	党費、党大会参加費、機関紙印刷製本費等
選挙活動に伴う経費	
議員個人の使途の経費	
レクリエーション等の経費	
事務費	事務用品・備品購入費、通信費等

別表第2（第6条関係）

交付議員に係る政務活動費

支出できる経費

※()内は例示

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費(調査委託費、交通費(タクシー借上料、レンタカー代及び自家用車を使用する場合は、他に利用できる公共交通機関がなく、他の公共交通機関を利用するより経済的な場合とする。)、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費(会場費・機材借上費、講師謝金、会費、交通費(調査研究費の交通費に準ずる。)、宿泊費等)
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するために各種会議に要する経費(会場費・機材借上費・資料印刷費、茶菓子代等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞・雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費(調査研究費の交通費に準ずる。))等)

支出できない経費

項目	具体例
交際費的経費	慶弔費、餞別金、病氣見舞い等
政治活動に関する経費	党費、党大会参加費、機関紙印刷製本費等
選挙活動に伴う経費	
議員個人の用途の経費	
レクリエーション等の経費	
事務費	事務用品・備品購入費、通信費等

別記(第8条第2項関係)

政務活動費収支報告書

会派

年 月 日

宮代町議会議長 あて

会 派 名

代表者名

年度政務活動費に係る収支報告について

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第2項の規定により、別紙のとおり、年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入
政務活動費

_____円

2 支出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
合 計		

3 残 額

_____円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

別記(第8条第3項関係)

政務活動費収支報告書

交付議員

年 月 日

宮代町議会議長 あて

宮代町議会議員

年度政務活動費に係る収支報告について

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規定により、別紙のとおり、年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収入
政務活動費

_____円

2 支出

(単位：円)

科 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
合 計		

3 残 額

_____円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

宮代町議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町議会政務活動費の交付に関する条例（令和〇年宮代町条例第〇号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 条例第4条第1項による交付申請をするときは、会費に係る申請については、政務活動費交付申請書（様式第1号）を、条例第3条の交付議員（以下「交付議員」という。）については政務活動費交付申請書（様式第2号）によるものとし、条例第4条第2項による変更申請をするときは、政務活動費交付変更申請書（様式第3号）によるものとする。

(交付決定)

第3条 条例第5条により町長が交付の決定をするときは、政務活動費交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者及び交付議員は、前条の規定による通知を受けた後、政務活動費の交付を希望する日の10日前までに、町長に対し、会派による請求については政務活動費交付請求書（様式第5号）を、交付議員に係る請求については政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 条例第8条の収支報告書の提出に当たっては、当該収支に係る領収書等の写しを提出しなければならない。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）政務活動費交付申請書
会派

年 月 日

宮代町長 あて

会 派 名
代表者名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 会派名

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数

6 交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第2条関係）政務活動費交付申請書
交付議員

年 月 日

宮代町長 あて

宮代町議会議員

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

交付申請額（ 年度分） 円

様式第3号（第2条関係）政務活動費交付申請書
会派

年 月 日

宮代町長 あて

会 派 名
代表者名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者			
所属議員数 (別途名簿添付)			
交付申請額 (年度分)	円	円	

様式第4号（第3条関係）政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

宮代町長

年度政務活動費交付決定通知書

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、
下記のとおり政務活動費を決定したので、通知します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

様式第5号（第4条関係）政務活動費交付請求書
会派

年 月 日

宮代町長

あて

会 派 名
代表者名

年度政務活動費交付請求書

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金

円

（使途 別添資料のとおり）

別紙

年 月 日

宮代町長 あて

会 派 名
代表者名

年度政務活動費精算報告書

年 月 日に請求した宮代町議会政務活動費について、下記のとおり精算報告します。

記

請求額	金	円
精算額	金	円
差し引き	金	円

様式第 6 号（第 4 条関係）政務活動費交付請求書
交付議員

年 月 日

宮代町長 あて

宮代町議会議員

政務活動費交付請求書

宮代町議会政務活動費の交付に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

（使途 別添資料のとおり）

別紙

年 月 日

宮代町長 へ

宮代町議会議員

年度政務活動費精算報告書

年 月 日に請求した宮代町議会政務活動費について、下記のとおり精算報告します。

記

請求額	金	円
精算額	金	円
差し引き	金	円

